

千葉県液状化対策推進委員会議事運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、条例に定めるもののほか、千葉県液状化対策推進委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の参集)

第2条 委員会開催の招集通知を受けた委員は、指定された日時及び場所に参加するものとする。

2 委員は会議の当日参集することができないとき、又は開会時間に遅れて出席するときは、その旨をあらかじめ届け出なければならない。

(委員の退席)

第3条 委員は会議中に退席しようとするときは、その旨を告げて委員長の承認を受けなければならない。

(会議及び議事録の公開・非公開)

第4条 会議及び議事録の公開・非公開に関しては、「千葉県液状化対策推進委員会の会議及び議事録の公開・非公開に関する取扱基準」によるものとする。

ただし、委員の自由な意見交換や発言が阻害されるなど、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるときは、非公開とすることができる。

2 前各号の運用について疑義あるときは、委員長が委員会の会議に諮って決める。

(発言)

第5条 発言しようとする委員は、委員長の許可を受けなければならない。

(議事の整理)

第6条 委員長は会議の開会及び閉会を宣言し、会議の順序を定め議事を整理する。

2 委員長は議事を整理するため必要があると認めたときは、委員の発言をやめ議事を中止し、又はその順序を変更することができる。

(採決の宣言)

第7条 委員長は採決しようとするときは、その旨を宣言する。

(採決)

第8条 議案の採決は原則として挙手により決する。

(議事録の作成等)

第9条 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 会議の開閉に関する事項及び日時
- (2) 委員の出席に関する事項及び氏名
- (3) 議事に関与した市職員の氏名
- (4) 会議に付した議題名及び、その採決等に関する事項
- (5) 議事の内容、その他委員長が必要と認めた事項

(議事録の署名人)

第10条 議事録に著名する委員は、委員長及び会議の始めに委員長が委員の中から2名を指名した委員とする。

附則

この要綱は、平成24年1月23日から適用する。